

議案第92号

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正について

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例

佐野市部及び行政機関等設置条例（平成17年佐野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

「産業文化部 「産業文化スポーツ部
第2条の表中 観光スポーツ部 を 都市建設部 に改める。
都市建設部 」 技術センター部 」

第3条の表行政経営部の項第8号を削り、同表市民生活部の項第5号中「、印鑑登録及び国民年金」を「及び印鑑登録」に改め、同表健康医療部の項に次の1号を加える。

(5) 国民年金に関する事項

第3条の表産業文化部の項中「産業文化部」を「産業文化スポーツ部」に改め、同項第1号中「及び農林水産業」を「、農林水産業及び観光」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）

第3条の表観光スポーツ部の項を削り、同表に次のように加える。

技術センター部

(1) 公共工事の総合的な調整及び適正な執行に関する事項

(2) 契約及び検査に関する事項

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の表中市民生活部の項第5号の改正規定及び健康医療部の項に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

組織機構の再編を実施し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第92号参考資料

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部の設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>産業文化部</u></p> <p><u>観光スポーツ部</u></p> <p><u>都市建設部</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>行政経営部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>契約及び検査に関する事項</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍、住民基本台帳、<u>印鑑登録及び国民年金</u>に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p>(略)</p> <p>健康医療部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>産業文化部</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(略)</p> <p><u>産業文化スポーツ部</u></p> <p><u>都市建設部</u></p> <p><u>技術センター部</u></p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に定める部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>行政経営部</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>市民生活部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 戸籍、住民基本台帳<u>及び印鑑登録</u>に関する事項</p> <p>(6) (略)</p> <p>(略)</p> <p>健康医療部</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>国民年金に関する事項</u></p> <p><u>産業文化スポーツ部</u></p>

(1) 商業、鉱工業及び農林水産業に関する事項

(2) (略)

観光スポーツ部

(1) 観光に関する事項

(2) スポーツに関する事項 (学校における体育に関する事項を除く。)

(略)

(1) 商業、鉱工業、農林水産業及び観光に関する事項

(2) (略)

(3) スポーツに関する事項 (学校における体育に関する事項を除く。)

(略)

技術センター部

(1) 公共工事の総合的な調整及び適正な執行に関する事項

(2) 契約及び検査に関する事項